

要監視項目及び指針値

	項目名	指針値
1	クロロホルム(トリハロメタンの1種)	0.06 mg/l以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
3	1,2-ジクロロベンゼン	0.06 mg/l以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l以下
5	シソキサチオン	0.008 mg/l以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/l以下
7	フェニルトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下
8	イソフロチオラン	0.04 mg/l以下
9	オキシシン銅	0.04 mg/l以下
10	クロロタロニル(TPN)	0.04 mg/l以下
11	プロピザミド	0.008 mg/l以下
12	E P N	0.006 mg/l以下
13	ジクロロボス(DDVP)	0.01 mg/l以下
14	フェノブカルブ(BPMC)	0.02 mg/l以下
15	イソプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
16	クロルニトロフェン(CNP)	0.005 mg/l以下
17	トルエン	0.6 mg/l以下

18	キシレン	0.4 mg/l以下
19	フタル酸ジエチルヘキスル	0.06 mg/l以下
20	ニッケル	削除
21	モリブデン	0.07 mg/l以下
22	アンチモン	削除
	以下は平成11年2月環境基準の法制化	旧指針値
	硝酸性窒素及亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
	ふっ素	0.8 mg/l以下
	ほう素	1 mg/l以下